

施設区分
規模

- 記入方法
- このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず条例の本文及び整備マニュアルを参照してください。
 - 「記入欄」に、以下に従って○、×又は／を記入してください。
基準に適合する場合…○ 基準に適合しない場合…× 基準が該当しない場合…／
 - 用途変更の場合などで、改修が困難であるなどの理由により「記入欄」に×を記載した場合は、条例第14条の規定による認定申請を提出してください。
 - 「審査用」の欄には記入しないでください。

施設の欄の番号は京都市バリアフリー条例別表2の該当項目

施設	チェック項目	記入欄	審査用
1 廊下等	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
2 階段	(1) 手すりを設けているか		
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(3) 段は識別しやすいものか		
	(4) 段はつまずきにくいものか		
	(5) 段のある部分の上端に点状ブロック等の敷設 ※1		
	(6) 主な階段を回り階段としていないか		
3 傾斜路	(1) 手すりを設けているか（勾配1／12以下で高さ16cm以下又は勾配1／20以下の傾斜部分は免除）		
	(2) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(3) 前後の廊下等と識別しやすいものか		
	(4) 傾斜路部分の上端に点状ブロック等の敷設 ※1 ※2		
4 便所	(1) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		
	ア 車椅子使用者用便房を設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	（ア）腰掛け便座、手すり等が適切に配置されているか		
	（イ）車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	（ウ）出入口の幅は80cm以上であるか		
	（エ）出入口の戸は引き戸（構造上やむを得ない場合は外開き戸）であるか		
	イ 車椅子使用者便房の標識を掲示しているか		
	(2) ア ベビーチェア等を設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	イ ベビーチェア等の標識を掲示しているか		
	(3) 男子用小便器を設ける場合、床置き式又は受け口の低い壁掛式の小便器とし、手すりを設けているか（1以上）		
	(4) 和式便器を設ける場合、手すりを設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	(5) 車椅子使用者用便房以外に腰掛け便座を設ける場合、手すりを適切に設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	(6) 洗面器又は手洗器を設ける場合、レバー式水栓等を設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	(7) 不特定多数、又は主として視覚障害者が利用する便所で和式便器、男子用小便器及び洗面器等を設ける場合は、15cm角の点状ブロック等を敷設しているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）※1		
	(8) (1)の規定によることが困難な場合		
	① 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		
	② 次に掲げる構造の便房を設けているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	ア 腰掛け便座、手すり等が適切に配置されているか		
	イ 車椅子使用者が便座に移乗するために必要な空間があるか		
	ウ 出入口の幅は80cm以上であるか		
	エ 出入口の戸は引き戸（構造上やむを得ない場合は外開き戸）であるか		
	(9) (1)又は(8)の規定によることが困難な場合は、床の表面を滑りにくい仕上げとし、便所のうち1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）に、腰掛け便座及び手すりが適切に配置されている便房を設けているか		
5 浴室等	(1) 床の表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(2) 浴室等は次に掲げるものとしているか（1以上）（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
	イ 車椅子で利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	ウ（ア）出入口の幅は、80cm以上あるか		
	（イ）戸は車椅子使用者が通過しやすい構造とし、前後に高低差がないか		
6 ホテル又は旅館の客室	(1) 客室内にベッドを設ける場合（ベッド数が2以下の場合は全てのベッド、2を超える場合は1／2（端数は切り上げ）以上のベッド）		
	ア ベッドの長辺に接する位置に、車椅子使用者の移乗のために必要な空間があるか		
	イ ベッドに近接する位置に、車椅子の方向を変更するために必要な空間があるか		
	(2) 客室内に便所を設ける場合（1以上の便所）		
	ア 腰掛け便座、手すりが適切に配置されているか		
	イ 車椅子使用者が便座に移乗するために必要な空間があるか		
	ウ 便所の出入口は次に掲げるものとしているか		
	（ア）幅は75cm以上であるか		
	（イ）戸の前後に高低差がないか ※3		
	(3) 客室内に浴室等を設ける場合（1以上の浴室等）		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
	イ 車椅子使用者が浴槽に寄り付くための空間があるか		
	ウ 浴槽がない場合、車椅子使用者がシャワーに寄り付くための空間があるか		
	エ 浴室等の出入口は次に掲げるものとしているか		
	（ア）幅は75cm以上であるか		
	（イ）戸の前後に高低差がないか ※3		
	(4) 客室の出入口から(1)の空間（ベッドを設けない場合は全寝室）、(2)の便房、(3)の浴室等までの経路（それぞれ1以上）		
	ア 幅は100cm（直進部分は80cm）以上であるか ※4		
	イ 当該経路上に出入口（便所、浴室の出入口を除く）がある場合		
	（ア）幅は80cm以上であるか		
	（イ）戸の前後に高低差がないか		
	ウ 段差がある場合、3の項の傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を設けているか		

R7.6.1

施 設	チェック項目	記入欄	審査用
7 敷 地 内 の 通 路	(1) 表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(2) 段を設ける場合		
	ア 手すりを設けているか		
	イ 段は識別しやすいものか		
	ウ 段はつまずきにくいものか		
	(3) 傾斜路を設ける場合		
8 駐 車 場	ア 手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は勾配1/20以下の傾斜部分は免除)		
	イ 前後の通路と識別しやすいものか		
	(1) 駐車場を設ける場合、車椅子使用者用駐車施設を設けているか (1以上)		
	(2) 次の区分に応じ、機械式駐車場以外の駐車台数を上限として、車椅子使用者用駐車施設を設けること		
	ア 駐車台数が50以上200以下の場合、2/100を乗じて得た数(端数は切り上げ)以上		
	イ 駐車台数が200を超える場合、1/100を乗じて得た数(端数は切り上げ)に2を加えた数以上		
9 道 等 から 利 用 居 室 等 ま で の 経 路 等 を 構 成 す る 施 設	(3) 車椅子使用者用駐車施設は次に掲げるものとしているか		
	ア 幅は350cm以上であるか		
	イ 車椅子使用者用駐車施設の表示をしているか		
	ウ 建築物の出入口までの経路が短い位置に設けられているか		
	(1) 道等～利用居室等、利用居室等～車椅子使用者用便房、4の項(8)の便房、車椅子使用者用駐車施設の経路は(2)～(13)による ※5		
	(2) 当該経路を構成する出入口		
	ア 幅は80cm以上であるか		
	イ 直接地上へ通じる主要な出入口を1以上設けているか		
	ウ イの幅は85cm以上であるか		
	エ 戸は車椅子使用者が通過しやすい構造とし、前後に高低差がないか		
	(3) 当該経路を構成する廊下等は、1の項(廊下等)の規定に加え、以下の規定に適合しているか		
	ア 幅は120cm以上であるか		
	イ 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		
	ウ 床面に段差がある場合、(4)の傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定するエレベーターその他の昇降機を設けているか		
	エ 戸は車椅子使用者が通過しやすい構造とし、前後に高低差がないか		
	(4) 当該経路を構成する傾斜路 (建築物内の傾斜路)は、3の項(傾斜路)の規定に加え、以下の規定に適合しているか		
	ア 幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか		
	イ 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
	ウ 高さ75cmを超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
	エ 手すりを設けているか		
	オ 両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		
	カ 始点及び終点に、車椅子が停止できる平たんな部分を設けているか		
	(5) 当該経路には(6)(チを除く)又は令第19条第2項第6号に定める構造のエレベーターその他の昇降機を設置しているか		
	(6) 当該経路を構成するエレベーター及び乗降ロビー		
	ア 籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか		
	イ 籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		
	ウ 籠の奥行きは135cm以上であるか(やむを得ない場合は115cm以上)		
	エ 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		
	オ 籠の左右両側に手すりを設けているか		
	カ 籠及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		
	キ 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか		
	ク 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか		
	ケ 籠内に鏡を設けているか		
	コ 籠内に車椅子使用者が利用しやすい外部との通話装置を設けているか		
	サ 籠内及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
	シ 籠内及び乗降ロビーの車椅子利用者が利用しやすい位置に、戸を開く時間を延長することができる制御装置を設けているか		
	ス 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
	セ 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
	ソ 視覚障害者が利用しやすい通話装置及び制御装置を設けているか		
	タ 乗降ロビーには、制御盤の前に点状ブロック等を敷設しているか		
	チ 不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合		
	(ア) 籠の床面積は1,83㎡以上であるか		
	(イ) 籠は車椅子が転回できる形状か		
	(7) 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、令第19条第2項第6号に規定する構造としているか		
	(8) 当該経路を構成する敷地内の通路は、7の項(敷地内の通路)の規定に加え、以下の規定に適合しているか		
	ア 幅は120cm以上であるか		
	イ 区間50m以内ごとに車椅子が転回可能な場所があるか		
	ウ 傾斜路を設ける場合(建物外の傾斜路)		
	(ア) 幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか		
	(イ) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
	(ウ) 高さ75cmを超える場合、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
	(エ) 手すりを設けているか		
	(オ) 両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか		
	(カ) 始点及び終点に、車椅子が停止できる平たんな部分を設けているか		
	エ 高低差がある場合、ウに定める傾斜路又は令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けているか		

R7.6.1

施 設	チェック項目	記入欄	審査用
9 道等から利用居室等までの経路等を構成する施設	(9) (2)の規定によることが困難な場合には、当該経路を構成する出入口		
	ア 幅は80cm以上であるか		
	イ 主要な玄関を直接地上へ通じる出入口に設けているか		
	ウ 戸は車椅子使用者が通過しやすい構造とし、前後に高低差がないか		
	(10) (3)の規定によることが困難な場合、当該経路を構成する廊下等は、1の項(廊下等)の規定に加え、以下の規定に適合しているか		
	ア 幅は90cm以上であるか		
	イ 床面に段差がある場合には、次に定める構造の傾斜路、令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機、手すり又は仮設傾斜路を設けているか		
	(ア) 幅は90cm以上であるか		
	(イ) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
	(ウ) 手すりを設けているか		
	ウ 戸は車椅子使用者が通過しやすい構造とし、前後に高低差がないか		
	(11) (3)の規定によることが困難な場合には、当該経路(4の項(8)の便房までの経路に限る)を構成する廊下等は、1の項(廊下等)の規定に加え、以下の規定に適合しているか		
	ア 幅は90cm以上であるか		
	イ 床面に段差がある場合には、次に定める構造の傾斜路、令第19条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けているか		
	(ア) 幅は90cm以上であるか		
	(イ) 勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
	(ウ) 手すりを設けているか		
	ウ 戸は車椅子使用者が通過しやすい構造とし、前後に高低差がないか		
	(12) (8)の規定によることが困難な場合、当該経路を構成する敷地内の通路は、7の項(敷地内の通路)の規定に加え、以下の規定に適合しているか		
	ア 幅は90cm以上であるか		
	イ 傾斜路を設ける場合(建物外の傾斜路)		
10 道等から主要な出口までの経路等	(1)ア 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(直進するのみの風除室内は免除)		
	イ (ア) 車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	(イ) 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	(2) (1)の規定によることが困難な場合で、かつ、道等から建築物内に常時勤務する者に連絡することができる設備まで容易に到達することができるか、又は常時勤務する者が道等から主たる出入口までの経路を容易に視認することができるか(該当する場合、(1)(イ(イ)を除く)の規定は適用しない)		
11 劇場等の客席	(1) 次の区分に応じ、車椅子使用者が利用することができる区画を設けているか		
	ア 座席数が400以下の場合 2以上		
	イ 座席数が400超の場合 1/200を乗じて得た数(端数は切り上げ)以上(10を超える場合は10)		
	(2) 車椅子使用者が利用することができる区画		
	ア 幅は85cm以上であるか		
	イ 奥行きは120cm以上であるか		
12 ベビーベッド	ウ 床は平らであるか		
	(1) ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備を設けているか (1以上)(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)		
	(2) 便所内に(1)の設備を設ける場合には、当該便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示しているか		

R7.6.1

備考

- ※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する場合
- ※2 令第13条第4号ただし書で定める以下のいずれかの場合を除く。
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 床面からの水の流出を防止するために設ける段差の部分であって、高齢者、障害者等の通行に支障がないものを除く。
- ※4 車椅子の方向を変更するために必要な空間であって、経路の中心線の交点から当該中心線に沿ってそれぞれ50cmの位置にある点を通る当該中心線の垂線及び壁で囲まれた部分以外の部分の幅は80cm以上
- ※5 劇場等の客席を設ける場合、当該客席の出入口と車椅子使用者が利用することができる区画と間の経路(条例対象車椅子使用者用経路)を含む。
- ※6 増築等に係る部分に利用居室がない場合は、道等から車椅子使用者用便房・駐車施設までの経路に基準が適用される(条例第13条第4項)。